

# SOFTIC 判例ゼミ2024(第6回) TRIPP TRAPP事件(第三次)

発表日:2025年1月17日

大熊 裕司

元島 望美

## 応用美術とは？

---

- 応用美術（応用美術作品）とは、家具や衣服、日用品など、実際の使用や産業上の利用を目的として作られた工業製品や工芸品などに、美術的・芸術的な要素が加えられているものを指す。たとえば、単なる椅子やテーブルではなく、制作者が独自のデザインや表現を施し、芸術性を含んだ形状や装飾を有する場合などが典型例として挙げられる。
- 判例・学説を通じて、「実用品に供され、あるいは産業上利用される美的な創作物」をまとめて「応用美術」と呼ぶ傾向がある。
- 応用美術は、実用性と芸術性の両方を兼ね備えているため、著作権法上の「美術の著作物」に該当しうるかがしばしば問題となる。具体的には、「単に機能を満たすだけの形状」で終わるのではなく、作成者の個性が認められる創作性やデザイン上の独自性を有している場合に、著作物としての保護が考えられる。しかし、実用品に高度な芸術性を認めるかどうかについては、分離可能性や機能性との兼ね合いをどのように評価するかなど、裁判例や学説においてさまざまな意見が存在する。
- このように応用美術は、生活や産業の現場で使われる物品に「美術」としての価値を持たせるものである。純粹美術（芸術鑑賞だけを目的とする作品）とは異なり、実用品としての機能性をどの程度芸術に昇華できるか、あるいは意匠法との保護関係をどう整理するかが大きな論点となっている。

# 応用美術に関する学説

---

## (1) 非区別説（無差別説）

この説は、実用品のデザインであっても、美術としての創作性があれば通常美術著作物と同様に保護されるとする。つまり「工業デザインも絵画や彫刻と同様の基準で創作性を判断すべき」とする。一見、自由で広い保護が実現するが、他方で意匠法との重複や、単なる実用形状に対して過度な独占をもたらす懸念がある。このため、非区別説は少数説、ないし純粹理論的立場とされることが多い。

## (2) 区別説

区別説は、純粹美術と応用美術を区別し、応用美術については特別の基準を課すべきだとする。応用美術は、本来的には意匠法等による保護が念頭にあり、著作物性判断に当たっては、単なる機能的形態は著作権保護から除外し、純粹美術と同視できる高度な創作性・美的独立性を要すると考える。

区別説の下では、応用美術の著作物性を肯定するために、以下のような基準が提案されてきた。

### (a) 段階理論・高度の芸術性要件

応用美術を著作物として保護するには、通常美術著作物以上に高い芸術性や独創性を要求する。例えば、単なる機能美ではなく、純粹美術と同等レベルの芸術性が示されているかを問う。

### (b) 分離可能性説（Seperability Test）

応用美術には、意匠保護との重複や市場制約を避けるため、「実用的機能から分離可能な美的表現」を要するとする。

分離可能性には、(i) 物理的分離可能性と(ii) 概念的分離可能性がある。

(i) 物理的分離可能性：美的部分が物理的に取り外し可能な場合、創作性を認める。

(ii) 概念的分離可能性：実用目的とは別に、純粹に美的に鑑賞し得る要素が概念的に抽出可能な場合、創作性を認める。

このテストは、米国判例（Star Athletica判決など）でも取り入れられており、日本でも分離可能性説に類似した考え方が有力である。

## 各国の判例

---

海外では、米国判例が概念的分離可能性を用い、工業デザインにも保護を及ぼす場合があるものの、依然として基準は厳しく、単なる機能形状は保護しない。欧州でも、一部の裁判所は応用美術の著作物性に比較的寛大だが、EU指令の影響下で純粋美術並みの創作性や独立鑑賞性を求める流れもある。

日本の学説・判例は、

- 現行法上「美術工芸品も美術著作物に含まれる」とされるが（著作権法2条2項）、
- 産業上大量生産される応用美術一般については、意匠法の保護との調和から、実用目的に係る機能と切り離して独立した美的鑑賞の対象となり得る創作的表現がない限り、著作権保護を認めない傾向が強い。
- 知財高裁や下級審判例も、実用目的を達成するために必要不可欠な機能的構成と芸術的表現を分離し得るか、実用品として量産される場合に、著作権保護を認めることで競合他社の参入を過度に制約しないかなどを考慮し、応用美術の著作物性判断には慎重な姿勢を示している。

## 近時の学説の傾向

---

近年の学説・判例動向としては、

- 意匠法と著作権法による二重保護への懸念、
- 市場や文化的背景への配慮、
- 特に「分離可能性」を中核とする判断基準の定着

が見られ、結果として「区別説」や「分離可能性説」を支持する見解が有力である。応用美術に著作物性を認めるとしても、あくまで限定的で、実用目的から独立した芸術性が明確に分離できる場合に限るとする立場が支配的となっている。

- **事案の概要**

原告は、写研が開発した「ゴナ書体」と呼ばれる印刷用書体（フォント）について、これを著作権法上の美術の著作物として保護すべきであると主張した。一方、被告は、文字は情報伝達の記号にすぎず、純粋美術作品とはいえないとして著作物性を争った。すなわち、文字のデザイン性が、単なる記号性を超え、純粋美術並みの美的創造性を有するかが問題となった。

- **判示内容**

最高裁は、印刷用書体は本質的に「読む」ことを目的とする情報伝達手段であり、その形態は機能的・実用的要素が強く、純然たる芸術作品たる「美術の著作物」とは認められないと判示した。

同判決は、応用美術に係る著作物性判断において、単に美的・洗練された造形であるだけでなく、美的鑑賞対象として独立して成立し得る程度の創造性が必要と説示。ゴナ書体はあくまで文字としての可読性・規則性・汎用性等に主眼が置かれ、美術鑑賞作品と同視できるほどの独立美的特性はないため、美術の著作物としての保護は否定された。

事案の概要：

- 本件は、控訴人ら（ファッションショーの主催者・演出者）が、そのファッションショーの一部映像（「本件映像部分」）を被控訴人（NHK等）がテレビ放送で使用したことに対して、著作権（公衆送信権）・著作隣接権（放送権）及び著作者人格権（氏名表示権）・実演家人格権の侵害を主張し、損害賠償を求めた事案である。
- 著作権侵害の主張点は、ファッションショーにおけるモデルの衣服・アクセサリー選択、ヘアメイク、ポーズ・動作（振り付け）、モデル出演順序や背景映像など、ショー全般にわたる「表現」を控訴人らが著作物として保護されるべきと捉え、それらを放送することは著作権・著作隣接権の侵害にあたる、というものであった。

## 1 著作物性について

- 判決は、衣服やアクセサリ、ヘアメイクのコーディネート、ポーズや動作など、ファッションショーで用いられた諸要素につき、いずれも「思想又は感情を創作的に表現したもの」としての著作物性を肯定するに足る個性・創作性があるとは認められないとした。
- 衣服やアクセサリは大量生産の実用品であり、純粹に美術的鑑賞を目的とする表現とはいえず、また実用目的と分離して美的創作性を特定できるものではない。
- ポーズや動作の振り付けもありふれたもので、作成者の個性が創作的表現として明確に現れているとはいえない。
- モデルの出演順序・背景映像の選択にも独自の創作性はなく、著作物とは認められない。
- よって、ファッションショー中、本件映像部分で捉えられた各構成要素につき、著作物性は否定された。



## 2 著作権侵害（公衆送信権・氏名表示権）について

- 著作権侵害が成立するには、放送された部分に当該著作者が有する著作物としての創作的表現が含まれ、それが視聴者に直接感得できることが求められる。

本件では、ショー中の服飾やポーズ、動作などいずれも著作物としての創作性が認められなかったため、著作権（公衆送信権）侵害や著作者人格権（氏名表示権）侵害は否定された。

## 3 著作隣接権（放送権）や実演家人格権侵害について

- ファッションショーが実演家の権利対象となる「実演」に当たるためには、「著作物または芸能的な性質を有する行為を演ずること」に該当する必要がある。

しかし、モデルのポーズ・動作に創作性がなく、著作物性のない行為は「著作物を演じる」ことにならず、それらを組み合わせても芸能的な性質を有する実演にはあたらないと判断。

従って、被控訴人による映像放送は実演家の著作隣接権も侵害しない。

### 事案の概要：

- 原告は、被告財団法人（解散清算中）および被告市との間で締結した「ローカルピクトグラム」および「大阪市観光案内図（案内板に用いられる地図デザイン）」に関する使用許諾契約が満了した後も、被告らが当該ピクトグラムおよび地図デザインを案内表示等に用いているとして、原状回復（抹消・消去）、損害賠償、さらに別途著作権侵害（コンベンション協会が配布したパンフレットへの無断使用やWEB掲載）による損害賠償などを求めた。

ピクトグラム事件・大阪地判平成27年9月24日(判例時報2348号62頁)

---



# ピクトグラム事件・大阪地判平成27年9月24日（判例時報2348号62頁）

---



# ピクトグラム事件・大阪地判平成27年9月24日(判例時報2348号62頁)

---

## 1 ピクトグラムの著作物性

- 判決は、ピクトグラムが情報伝達手段である点を踏まえつつも、実用性を離れて美的鑑賞の対象たり得る「応用美術」的創作性が個々の施設ピクトグラムに認められると判断。施設を抽象化・簡略化する際の角度、線、色、形状強調などの選択によりデザイナーの個性が表現され、美的特性を具備していることから著作物性を肯定した。

## 2 地図デザインの著作物性

- 地図は客観的情報が多いが、観光案内目的である本件地図デザインは、既存地図と異なる簡略化・取舍選択により創作者の個性が発揮された点を評価し、著作物性を肯定した。

## 3 パンフレットの頒布・ウェブ掲載による侵害

- パンフレット（本件冊子）は、有効期間内に作成されており、契約上の「集客印刷物の案内図」として許諾範囲内とされたため、複製行為は適法。
- しかし、同パンフレットのPDFファイルをウェブ上に掲載し、不特定多数がダウンロード可能とする公衆送信行為は契約範囲外であり、著作権侵害となる。
- 被告大阪市は、共同発行や協力関係からホームページ掲載にも関与し共同不法行為責任が認められたが、原告は既に共同不法行為者であるコンベンション協会から70万円の和解金を受領済みであり、損害は填補されているとして被告大阪市への追加の損害賠償請求は棄却。

### 事案の概要：

- 原告は、自らがデザインしたゴルフクラブシャフトの外装デザイン・原画（本件シャフトデザイン・本件原画）及びカタログ表紙デザイン（本件カタログデザイン）が著作物であると主張した上で、被告がこれらを改変・踏襲したシャフトやカタログを製造・販売・頒布しているとして、著作権（翻案権・譲渡権）および同一性保持権侵害に基づく損害賠償や差止め・廃棄、謝罪広告掲載を求めた。

# ゴルフシャフト事件・東京地判平成28年4月21日(判例時報2340号104頁)

---

## 1 シャフトデザイン

シャフト外観



縞模様部分 (ロゴ側)



縞模様部分 (反対側)



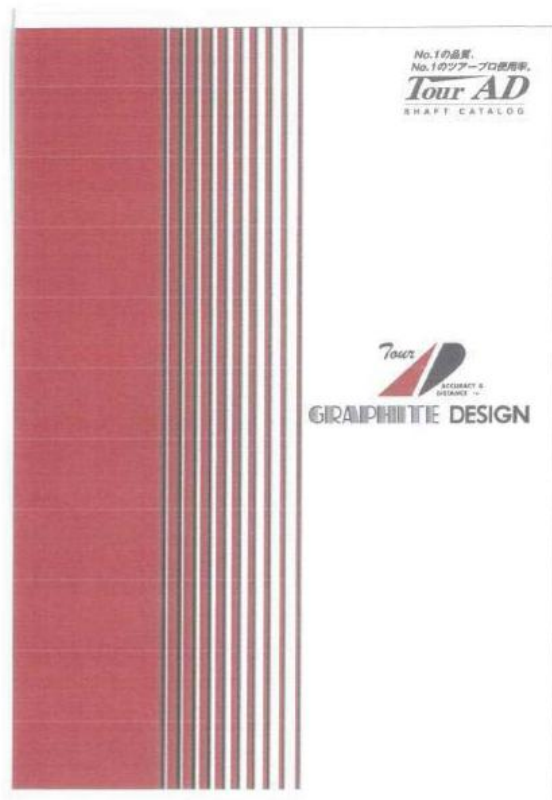
シャフトにヘッドとグリップを装着したもの



# ゴルフシャフト事件・東京地判平成28年4月21日(判例時報2340号104頁)

---

## 3 カタログデザイン





## 1 実用品デザイン（応用美術）の著作物性

- 著作権法は、美術の著作物には美術工芸品を含む（2条2項）が、工業デザイン等のいわゆる応用美術については「実用的機能を離れて美的鑑賞の対象となり得るような創作性」を備える場合でなければ著作物性は肯定されない。

## 2 本件シャフトデザイン・原画について

- シャフト外装デザインは、ゴルフクラブという量産品（実用品）の外装として作成され、専ら広告・販売促進の目的で発注者の意向に沿って作られたものであり、鑑賞を目的とする独立した美的創作物ではない。シャフトデザインやその原画は、単なる実用デザインにとどまり、芸術性・独立性が認められず、著作権法上の美術の著作物に該当しない。

## 3 本件カタログデザインについて

- カタログ表紙デザインも、実用目的に作成された販促用印刷物のデザインであり、実用を離れて独立に美的鑑賞の対象となるものではないから、著作物ではない。

# ゴルフシャフト事件・知財高判平成28年12月21日(判例時報2340号88頁)

---

## 1 応用美術の著作物性

- 実用品のデザインであっても、それ自体に「作成者の個性が発揮された創作性」があれば著作物となり得るが、機能や商業的要請から制約が生じやすいため、結果的に著作物性が認められる余地は狭いとした。
- 縞模様、赤や黒などの色使いは一般的・平凡な構成にとどまり、作者の個性が表れた創作的表現とはいえない。

## 2 カタログデザインの著作物性

- 縦線による縞模様や単純な配色を組み合わせたデザインであり、やはり個性が発揮された創作性はない。

## 3 翻案権・二次的著作物の譲渡権侵害の成否

- 仮に著作物性を認めるとしても、被告シャフトには控訴人の主張する「トルネードイメージ」「赤から黒への血液→カーボン変化」という本質的特徴を直接感得できず、翻案・二次的著作物譲渡権侵害は成立しない。

## 4 同一性保持権侵害の成否

- 被告シャフトや被告カタログは、そもそも控訴人の著作物といえないし、仮に著作物であっても「本質的特徴を改変した」といえず、同一性保持権侵害は認められない。

## 加湿器事件・知財高判平成28年11月30日（判例時報2338号96頁）

---

### 事案の概要：

- 控訴人らは、試験管状スティック形状の加湿器を開発し、展示会等に出展していた。被控訴人が輸入・販売する被控訴人商品が、本件加湿器を模倣したものであるとして、控訴人らは不正競争防止法及び著作権法に基づく差止・損害賠償を求めた。

# 加湿器事件・知財高判平成28年11月30日（判例時報2338号96頁）

---

## 控訴人加湿器目録

- 2 下記写真に表示された試験管様の各加湿器（いずれもコップを除く。）



# 加湿器事件・知財高判平成28年11月30日（判例時報2338号96頁）

---

## 被控訴人商品目録

スティック加湿器（英文表記：STICK HUMIDIFIER）

下記写真に表示された試験管様の加湿器及びこれと同一形状の加湿器



## 加湿器事件・知財高判平成28年11月30日（判例時報2338号96頁）

---

- 1 「工業設計の範囲にとどまる形状」であること
  - 加湿器は水を入れ、スティックを通して蒸気を発生させるという明確な機能・用途をもつ工業製品です。デザインがどれほど優れていても、まずは当該製品が「使えるか」「一定の機能を果たすか」が最優先される領域に属します。判決は、このような実用品（工業製品）としての機能面から生じる制約を強調した。
  - 細長い円筒形状を採っているのは、水を入れる部分を確保し、かつ卓上・携帯用として省スペースを実現する、といった機能要請が大きい。
  - もし、機能上“この形状しか取り得ない、あるいはほとんど選択肢がない”のであれば、表現の幅（デザイナーが自由に個性を発揮できる余地）が限られます。すると、純粹な“芸術作品”のような創作性とは別次元での発想にとどまるという評価になる。

このように、機能実現の範囲内で形状が決まっているにすぎないとの判断が下された。

## 加湿器事件・知財高判平成28年11月30日（判例時報2338号96頁）

---

### 2 著作物性（美術の著作物）の認定基準

- 著作権法上、「美術の著作物」としての保護を受けるには、単に工業製品として機能を満たすだけでなく、鑑賞の対象たり得るほどの美的創造性を有する必要がある。とりわけ、応用美術（実用品のデザイン）は、意匠法・不正競争防止法など他の産業財産権制度との調整もあるため、著作権として保護されるためのハードルは比較的高い。

- 鑑賞物としての性質があるか

本来、加湿器は使用されてこそ意味を持つ実用品であり、「美的鑑賞」を主目的とするものではない。

- 設計上の自由度

機能実現の観点から、細長い筒状であることがほぼ必然的に決まるなど、形状に“作者の個性が表れる程度の大きな自由度”が存在しにくい。

- 創意工夫と「作者の個性」の違い

技術的・工業的工夫があるからといって、自動的に著作物の創造性が認められるわけではなく、「芸術的鑑賞を意図した創作（作者の個性を色濃く反映した表現）」が要る。裁判所は、本件加湿器の外観は「実用目的に基づく工業設計の範囲」を出ていないと判断した。

## 加湿器事件・知財高判平成28年11月30日（判例時報2338号96頁）

---

### 3 「鑑賞対象たり得るほどの美的創作性」を欠くとの判断

- 本判決が結論付けたのは、「どれほどスタイリッシュな外観や工夫であっても、それが著作権法上の『美術の著作物』として保護されるほどの美的表現に達していない」という点である。

- 機能最優先の製品であり、形状に発想の幅が極めて狭い

ほぼ試験管のような円柱形状を採る必然性が高く、そこに“鑑賞を目的とした芸術表現”と言えるほどの意匠は盛り込まれていない。

- 産業デザインとしての「独自性」は認められても、著作権法上の「個性的な芸術表現」とまでは言えない

判決は、加湿器の外観に独特の工夫が見られても、それが“作者の個性や芸術的意図を主要な目的として作られた表現”とまでは評価しなかった。



## シャミー事件・大阪地判平成29年1月19日(裁判所ウェブサイト)

---

### 事案の概要：

- 原告は、高級婦人服の製造販売業者であり、被告は婦人服等の製造販売業者である。原告は、自社が販売する婦人用ブラウス・ランニング・Tシャツ（原告商品1・2・3）の形態を、被告商品が模倣したとして、不正競争防止法および著作権法に基づく差止め・廃棄・損害賠償を求めた。また、被告商品2・3については、著作権侵害や一般不法行為（民法709条）に基づく請求も主張した。

シャミー事件・大阪地判平成29年1月19日(裁判所ウェブサイト)

---

原告商品2



被告商品2



# シャミー事件・大阪地判平成29年1月19日(裁判所ウェブサイト)

---

原告商品2



被告商品2



## シャミー事件・大阪地判平成29年1月19日(裁判所ウェブサイト)

---

- 判決はまず、原告商品2・3のデザインが「実用に供される工業製品の形状・模様・色彩等」を扱う、いわゆる「応用美術」の範疇に属すると認定した。応用美術である以上、それが著作物として保護されるには、単なる実用目的を超えて、芸術的鑑賞の対象になるだけの高い創造性や美的表現を備えているかどうかを検討の焦点となる。判決は、たとえ本件デザインが花柄刺繍やりんご柄といった装飾的モチーフを用いていたとしても、それらは日常用の布製品や実用品に施された平凡なパターンにとどまり、単なる装飾レベルのものであると評価した。そのため、作者の個性が強く発揮されるほどの表現上の独創性は見いだせず、また「実用品であることを離れて、鑑賞の対象となるほどの高度な美感を起こさせるものとは認められない」と判断した。
- 具体的には、花柄やりんご柄のモチーフ自体が広く一般に見られる装飾的要素であること、またその配置や色彩の組合せもごく一般的なものにすぎないことが指摘された。さらに、こうした装飾が施される場所や用途は日常の実用品としての機能維持を前提とするため、裁判所は「応用美術として、機能を離れて美術鑑賞の対象になり得るほどの創造性を具備しているとはいえない」と結論づけたのである。
- 結果として、判決は原告商品2・3のデザインについて、「応用美術」であることは認めつつも、著作物としての創造性は否定した。つまり、花柄刺繍やりんご柄などの装飾部分は、「著作権法上の美術の著作物に該当するとは認められない」と判断され、したがって被告商品2・3に対する「複製権・翻案権侵害」は成立しないという結論に至った。

## BAO BAO事件・東京地判令和元年6月18日(裁判所ウェブサイト)

---

### 事案の概要：

- 原告は、三角形のピースをタイル状に並べた独特のデザインを有する「BAO BAO ISSEY MIYAKE」ブランドのバッグを製造販売している。その形態は、中に入れる荷物に応じてバッグ表面が折れ曲がり、立体的変化を生む点を特徴とする。被告は、類似する外観を有するバッグを販売した。原告は、被告バッグは原告バッグの著名・周知の商品等表示を模倣した不正競争行為に当たるほか、著作権侵害やブランド価値毀損（一般不法行為）を主張した。

# BAO BAO事件・東京地判令和元年6月18日(裁判所ウェブサイト)

---

## 被告商品1

第1図：前面図



第2図：背面図





# BAO BAO事件・東京地判令和元年6月18日(裁判所ウェブサイト)

---

判示内容：

- **バッグは実用品**

バッグは、本来、荷物を収納・持ち運びするという実用目的を果たすための工業製品であり、その形状やデザインも、機能性・実用性に支えられている。すなわち、三角形のピースを組み合わせた点も、「折れ曲がって変化する外観を作り出す」「バッグ自体が軽量かつ収納量に柔軟に対応できる」という実用的メリットをもたらしているという評価が先立つ。

- **独立した美術鑑賞の対象となり得るか**

判決は、「応用美術」であるバッグの形状が、単なる機能性の範疇を超え、芸術作品のように独立して鑑賞の対象となり得るほど高い創造性・美術性を備えているかどうかを検討した。しかしながら、本件に関しては、あくまでバッグという日常的な実用品であり、その形状やデザインが「美術作品と同視し得る」レベルにまで達しているとは認めがたいとの結論をとった。すなわち、三角ピースを用いた特徴的な視覚効果は一定の創意が見られるものの、それは実用面や商業面での工夫の結果にとどまり、「専ら美術鑑賞の対象とされる純粋美術の作品」と同等にみなすには不十分であるという理由付けがなされた。

- **著作物性を否定**

このような判断基準から判決は、「三角形のピースをタイル状に配置し、それらが折れ曲がってさまざまな立体的形状を成す」というデザインそのものには、バッグの実用性を離れて純粋美術に近い鑑賞性を認めるほどの独自の表現上の工夫が見られない、と結論づけた。したがって、著作権法上の「美術の著作物」に該当しないという判示を行った。

- **著作権侵害の不成立**

原告は、被告バッグの外観が原告バッグと酷似している点を強調し、著作権侵害を主張していた。しかし、裁判所がそもそも原告バッグのデザインを著作物とは認めなかったため、著作権侵害の成否を論じる以前に「そもそも著作物としての保護対象ではない」として、侵害の成立可能性が否定されたことになる。よって、著作権侵害は不成立となった。

## タコの滑り台事件・東京地判令和3年4月28日(判例時報2514号110頁)

---

### 事案の概要：

- 原告は、タコを模した公園の遊具である滑り台につき、自らが有する著作権を被告が侵害したと主張。具体的には、原告が創作・製作したタコの形状を模した滑り台が美術または建築の著作物に当たるとし、被告が同様のタコの滑り台を製作・設置した行為は、著作権（複製権・翻案権）侵害を構成するとして損害賠償などを求めた。



# タコの滑り台事件・東京地判令和3年4月28日(判例時報2514号110頁)

---

## 原告滑り台



## タコの滑り台事件・東京地判令和3年4月28日(判例時報2514号110頁)

---

### 判示内容：

#### タコの滑り台は「美術の著作物」に当たるか(争点1-1)

- 判決は、著作権法上の「美術の著作物」として保護されるためには、応用美術である場合、実用的機能から独立して美的鑑賞の対象となり得る部分が把握可能である必要があると示した。
- 本件滑り台は遊具として実用に供され、タコの頭部や足などの特徴的形狀も、子供たちが遊ぶための実用的機能と不可分に結びついており、美的鑑賞の対象とされる独立した美的特性部分を分離して把握することはできない。よって、本件タコの滑り台は「美術の著作物」に該当しない。

#### タコの滑り台は「建築の著作物」に当たるか(争点1-2)

- 裁判所は、タコの滑り台は公園に設置される工作物であり、建築物的性格を有する可能性を認めつつ、建築の著作物として保護されるには応用美術と同様の基準で、「実用的機能から独立した美的鑑賞の対象となり得る部分」を有する必要があると指摘。
- タコの滑り台は、遊具としての機能と不可分に結びついており、その形状的特徴が機能から独立して美的鑑賞の対象となる部分を見出せないことは、美術の著作物の場合と同様である。よって、「建築の著作物」にも該当しない。

## タコの滑り台事件・知財高判令和3年12月8日(裁判所ウェブサイト)

---

- 第一に、地裁判決同様、高裁も本件滑り台が「美術の著作物」または「建築の著作物」と認められるほどの創作性を具備しないと判断した。すなわち、遊具としての滑り台には実用上の機能が強く求められるところ、その構造や形状は主として子どもが昇降・滑降するという利用目的を達成するために定まるのであって、実用目的とは独立した部分を分離して美術鑑賞の対象となり得るほどの美的特性を見出しがたいと判示した。また、滑り台自体が公園で子どもに遊ばせるための“応用美術”に属すると解される以上、そこに高い創作性が表れているかを検討しても、あくまで実用性の範囲を大きく逸脱した芸術表現とはいえ、著作権法上の保護を及ぼすべき水準には達しないとした。
- 第二に、「天蓋」部分に関する判断である。原告は、タコの頭部にあたる天蓋を鑑賞性の高い造形と捉え、ここに製作者の独自性が発揮されていると主張した。これに対し、高裁は、天蓋部分が滑り台上部で利用者を囲う安全性に寄与するなど機能と結びつく構造である点を重視した。その結果、天蓋のうち若干の傾斜をもった半球状の“覆い”としての形状には機能面から独立した部分もあると認めつつも、造形自体はごく単純な半球形の変形に過ぎず、著作物として保護するほどの創作性を備えないと判示した。高裁は、天蓋部分がまさに「遊具としての利用を前提に設計された部分」であり、美観の演出が一応の考慮には入っているとしても、造形上の独創性や芸術的価値は高いとはいえないと述べている。この点は、地裁が天蓋部分を機能と一体不可分の箇所とみなしたのに対し、高裁は天蓋の一部に機能から離れうる“覆い”が存在すると言及しながらも、そこにも創作性は十分に認められないと結論づけた点で、地裁より若干踏み込んだ説明がなされた。

## TRIPP TRAPP事件(第一次)・東京地判平成22年11月18日(裁判所ウェブサイト)

---

### 事案の概要：

- 本件は、北欧の著名なデザイナーAが創作し、ピーター・オプスヴィック・エイエス（以下、原告オプスヴィック社という。）が承継した「TRIPP TRAPP（トリップ・トラップ）」椅子のデザインにつき、原告らが著作権（またはその独占的利用権）の侵害を主張した事件である。
- TRIPP TRAPP椅子は、子供の成長に合わせて座面や足置きの高さを調整できる機能を持つ子供用椅子であり、斜めに立ち上がる側面板と脚板が約66度の角度で接合され、直線的要素の強い独特の形態を備えている。原告オプスヴィック社はこのデザインにつき著作権法上の保護を主張し、他方、被告は同デザインが「応用美術」に属し、美術著作物として保護されるほどの美的独立性を欠くことを理由に、著作物該当性を否定した。

# TRIPP TRAPP事件(第一次)・東京地判平成22年11月18日(裁判所ウェブサイト)

---

1 原告製品



2 被告製品





- 本件判決は、子供用椅子「TRIPP TRAPP」のデザインについて、著作権法で保護される「美術の著作物」に該当しないと判断した。判決はまず、意匠法との調整の観点から、日常の実用品に施された「応用美術」を著作権法で保護するには、単なるデザイン付与を超え、「純粹美術と同視し得るほどの美術性」を要すると説示する。これは実用品の機能や実用目的から大きく独立した芸術的表現である場合のみ、著作物として認められるという立場である。
- TRIPP TRAPP椅子の形態は、子供用椅子としての座面・足置き調整機能など実用目的に基づく要素が支配的であり、純粹美術と同程度の芸術性・鑑賞性を備えているとはいえない。ベルヌ条約が応用美術を保護しているとの主張に関しても、日本の国内法上は、応用美術は例外的にしか保護されないと判示された。結局、TRIPP TRAPPデザインは著作権法の「美術の著作物」に該当しないので、著作権侵害の成立は否定されるという結論である。

事案の概要：

- 本件は、いわゆる「TRIPP TRAPP椅子」に関する係争である。TRIPP TRAPP椅子は、子供の成長に合わせて高さ調整可能な座面や足置き台を備え、また特有の「2本脚で構成され、側面から見ると約66度の鋭角を成すL字状の側板構造」を特徴とする北欧デザインの子供用椅子である。
- 第一審（東京地方裁判所平成26年11月17日判決）では、TRIPP TRAPP椅子のデザインは著作権法で保護される著作物には当たらないと判断された。しかし、本控訴審判決では、TRIPP TRAPP椅子の形態について、一部著作物性を認めている点が注目される。
- 一方で、著作権侵害の有無を検討する際には、著作物として保護される創作性がどの部分に宿るかが重要である。本件では、控訴人ら（椅子のデザイナー権利者側）は、椅子の形態（特に2本脚構造や座面・足置きのはめ込み構造など）が著作物性を有し、被控訴人（被告）の製品がこれを模倣していると主張した。

# TRIPP TRAPP事件(第二次)・知財高判平成27年4月14日(判例時報2267号91頁)

別紙1

控訴人ら製品目録

製品名：「TRIPP TRAPP」

カラー：ヨーロピアンオーク，アメリカンウォールナット，ウォールナット，  
プラウン，ナチュラル，ホワイト，ホワイトウォッシュ，チェリー，ブラック，  
レッド，グリーン，パープル，ダークブルー，パールピンク

形態：下記の写真のとおり。



別紙2

被控訴人製品目録

1 被控訴人製品1

製品名：

スタイリッシュハイチェア NewYorkBaby

形態：下記の写真のとおり。





# TRIPP TRAPP事件(第二次)・知財高判平成27年4月14日(判例時報2267号91頁)

判示内容：

- 応用美術の著作物性判断：

- ✓ 応用美術であっても、創作性（作者の何らかの個性の発現）が認められれば「美術の著作物」として著作権法上の保護を受け得る。
- ✓ TRIPP TRAPP椅子は、実用品（椅子）ではあるが、その一部形態について制作時に創作的な個性が発揮されていると考えられる。
- ✓ 本判決は第一審と異なり、TRIPP TRAPP椅子デザインの一部に著作物性を肯定した点が大きな特徴である。すなわち、「2本脚であり、側板内部に平行な溝を複数形成して座板・足置きをはめ込み、かつ、側板（部材A）と水平な部材Bが約66度の鋭角で接続されている」点で作成者の個性が発揮されていると認めた。

- 著作物性が肯定された部分の限定性：

- ✓ 判決は、椅子としての機能や制約を考慮しつつも、このような独特な構造が必然的に要求される機能表現を超え、制作者の個性が表出する創作的な表現が認められるとしている。  
ただし、応用美術一般について著作物性判断を特に厳格にはしておらず、あくまで作成者の個性発揮（創作性）の有無をケースバイケースで判断するべきと述べるに留まる。

- 類似性（著作権侵害）の検討：

- ✓ 著作権侵害を認定するためには、被控訴人製品が、TRIPP TRAPP椅子の著作物性が認められた部分（本質的表現上の特徴）と同等の特徴を有していなければならない。  
しかし、本判決は、TRIPP TRAPP椅子が有する2本脚構造や部材の構成が本質的な特徴として創作性が認められる一方、被控訴人製品は4本脚構造で、基本的な脚部構造が異なり、著作物性が認められる表現部分と類似していないと判断した。
- ✓ よって、被控訴人製品は、TRIPP TRAPP椅子の著作権法上保護される創作的表現上の特徴を感得できるほど類似しておらず、依拠性も認められないため、著作権侵害は否定された。

# ディスカッションポイント

---

- 1 いわゆる“応用美術”は意匠法だけで保護すれば足りる、とする見解がありますが、どのようなケースで“意匠法による保護”だけでは不十分になるのでしょうか？逆に、意匠法だけで十分だとすれば、その理由はどこにあるのでしょうか？
- 2 意匠法登録をしていない応用美術にも著作権保護を広く認めるなら、業界や消費者、デザイナーにどのような影響が生じるのでしょうか？
- 3 実用品デザインに著作権を広く認めると、意匠権を超える非常に長い保護期間（著作者の死後70年）を与えることをどう評価すべきか？
- 4 （分離可能性説を前提に）機能的側面と美的側面を“分離可能”だと認めるには、どこまで具体的かつ明確な分離が必要なのでしょうか？
- 5 （分離可能性説を前提に）どんな種類の応用美術が著作物性が認められやすいのか？
- 6 “作者のデザイン哲学”や“制作過程での創意工夫”は、著作物性判断でどこまで参照すべきか？有名デザイナーによる作品であることは、著作物性の判断に影響するか？

# ディスカッションポイントのハイライト 1/2

---

## ①について

- ・全員が意匠法による保護だけでは不十分という意見だった。
- ・理由としては、硬直的に意匠法だけで保護とするのではなく、美術として保護すべき可能性があるものについては著作権法の保護を与えるべきであること等が指摘された。ただ、応用美術について長期間の保護を与えるべきかどうかは難しいとの意見もあった。

## ②について

- ・著作権の場合、権利保護期間が長いことや著作者人格権が認められることにより、業界・デザイナーにとっては利用できるデザインに制約が生じ、制作活動や販売に影響が生ずる可能性が指摘された。また、消費者にとっても豊富なバリエーションの商品を安価に入手することが難しくなり、実用品に近い商品であればあるほど生じる影響は大きいとの議論がなされた。

## ③について

- ・長期間の保護を与えることを問題視する意見が多数派であった（7名）。理由としては、そもそも著作権法の保護期間が長すぎることや、過度な市場の競争制限となることが指摘されていた
- ・他方、長期間保護してもよいと考える意見としては、応用美術として認められるためのハードルは高いため、それを超えたものについては長期間の保護を与えたとしてもバランスはとれているとの意見があった（2名）。

## ディスカッションポイントのハイライト 1/2

---

### ④について

- ・本件の控訴審判決のように顕著な特徴を原告著作物からピックアップして、その集積の結果として、実用的な機能を離れて独立した美的鑑賞の対象となりうるかを判断すべきであるとの意見があった。
- ・物品がもつ機能に当然付随するような場合や機能を向上させるだけのものについては認めないべきではないかとの意見があった。

### ⑤について

- ・分離しやすいものとしては、製品の機能とは無関係であるTシャツのデザインや服飾の図柄、照明器具のデザインのように視覚的な影響を与えるにすぎないものが考えられるのではないかという意見があった。

### ⑥について

- ・有名なデザイナーの作品であることは一要素となる可能性はあるが、有名なデザイナーか否かによって結論が左右されることには疑問がある。

# 報告者の所感

---

- 大熊

今回のゼミでは、応用美術の著作物性を巡って、意匠法との調整や分離可能性の基準などが多角的に議論されました。実務や文化的発展との折り合いをどう付けるかが難しく、有名デザイナーの要素が判断にどこまで影響するののかも含め、参加者間で活発な意見が出て印象的でした。分離可能性説によるにしても、どのような場合に分離可能だと判断すべきかという難しい問題があることを実感しました。

- 元島

応用美術の著作物性に関する学説や関連裁判例の検討を通じて、どのようなものであれば保護されるべきかの線引きの難しさを感じました。

また、講師の先生から、今回は判決同様に著作物性を認めることに賛成の参加者が少数派であったが、過去に第2次TRIPP TRAPP事件高裁判決（著作物性を肯定）をゼミの題材とした際には、著作物性を認めるべきとする意見が多数派であったコメントをいただきました。少数での議論であるため原因は不明ですが、個々人の判断も判決結果や時代背景、その当時の議論状況などに影響を受けているのではないかと思い、印象的でした。